女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

令和 7 年 3 月 28 日
社会福祉法人三矢会

社会福祉法人三矢会では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境を整えるとともに、全ての職員が仕事と家庭生活を両立しながらキャリア形成を行うことを支援するために、以下のとおり行動計画を策定します。

1　期間
令和７年４月１日～令和 12 年３月 31 日

2　女性活躍推進に関する取組内容
目標①
管理職（課長級以上）に占める女性職員を 2 人以上増加する。
＜実施時期・取組内容＞
令和７年４月～　女性管理職登用に向け、人材育成を意識した人員配置を行う。
令和８年６月～　管理職候補の職員を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を行う。

3　次世代育成支援対策推進法に関する取組内容
目標①
子の看護等休暇の対象学年を小学校４年生終了まで引き上げる。
＜実施時期・取組内容＞
令和７年４月～　　職員へのアンケート調査を行い、検討を開始する。
令和 11 年４月～　検討結果を踏まえ、育児・介護休業規程を改定し、職員へ周知した上で、制度の導入（対象年齢の引き上げ）を行う。

目標②
職員の有給休暇取得率を計画期間中に 5%引き上げる。
＜実施時期・取組内容＞
令和７年４月～　年次有給休暇を計画的に取得できるよう、年度当初に「有給休暇取得計画表」を各事業所で作成し、管理者が有給取得を促し促進に努める。

目標③
男性職員の育児休業等の取得率アップを目指す。
＜実施時期・取組内容＞
令和 7 年度～　　現状把握に努めつつ、育児休業等の制度の周知、事例等を紹介し、育児休業等の取得率アップに向けて情報を発信する。
全職員に周知した上で、より取得しやすい環境を整備する。